平成２１年（再ロ）第３号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺600番地19
再生債務者　多田羅保彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月29日まで
平成22年３月１日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（再ロ）第１５号
埼玉県富士見市関沢２丁目25番25―508号
再生債務者　坂田　正幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年４月１日まで
平成22年３月１日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再ロ）第４号
佐賀県唐津市双水2690番地33
再生債務者　平山　惠久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月25日まで
平成22年２月25日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（再ロ）第１０１４７号
神奈川県川崎市多摩区南生田２―16―34
再生債務者　日向　　功
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月15日まで
平成22年３月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１７７号
東京都北区志茂５―29―５
再生債務者　仁科　吉裕
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月15日まで
平成22年３月１日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第９０号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目８番12号
シャトーモナミ203号
再生債務者　田中　利夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第５号
山形県鶴岡市城北町12番７号
再生債務者　荒生　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（再ロ）第９号
新潟県長岡市関原町２丁目1019番地
再生債務者　桑原　亮介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２１年（再ロ）第２号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2281番地５
再生債務者　齋藤　正彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（再ロ）第５号
岐阜県岐阜市長良２丁目96番地　グランデージ21Ｋ505号室
再生債務者　村山　　弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日　岐阜地方裁判所

平成２１年（再ロ）第６４号
大阪市淀川区加島３丁目中５番19―302号
再生債務者　大地　範宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１９号
大阪府阪南市緑ヶ丘２丁目17番21号
再生債務者　藤原　滋人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第８号
鳥取県米子市福市614番地１
再生債務者　岡田　年正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再ロ）第９号
鳥取県米子市福市614番地１
再生債務者　岡田　千恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再ロ）第３号
青森市浜館２丁目７番地８
再生債務者　山田　昭男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第２６号
青森市妙見２丁目３番12号
再生債務者　三上　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１０号
青森県弘前市大字堅田字神田500番地17
再生債務者　対馬　　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第１２号
青森県南津軽郡藤崎町大字福島字林元61番地１
再生債務者　古川美智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第１０号
徳島県吉野川市川島町川島233番地１
再生債務者　三谷　和美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日　　徳島地方裁判所民事部

会社関係公告

会社組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年三月九日
東京都港区白金台五丁目一八番二号
合同会社日本ランドマーク
代表社員　向井　孝吉